

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 総務省では、平成 21 年 10 月から、「グローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォース」を開催し、すべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。
 (『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(H22. 12. 14))
- (2) この検討において、ユニバーサルサービス制度については、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光 I P 電話」と変更することにより、N T T 東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当とされた。
 (『「光の道」構想実現に向けて—基本的方向性—』(H22. 5. 18)、『「光の道」戦略大綱』(H22. 8. 31))
- (3) これを受け、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について、平成 22 年 7 月に情報通信審議会に諮問を行い、同年 12 月 14 日に、加入電話に相当する光 I P 電話を基礎的電気通信役務の対象とすること及びその具体的な対象範囲等について、答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の電気通信事業法施行規則等の一部改正では、答申を踏まえ、加入電話に相当する光 I P 電話を基礎的電気通信役務（=ユニバーサルサービス）の対象とすること等に関し、主に以下の事項を措置するため、所要の改正を行うこととするものである。

【電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正】

- ① 加入電話に相当する光 I P 電話の基礎的電気通信役務への追加
 - ・ 適格電気通信事業者（N T T 東・西）の加入電話の住宅用基本料の額を勘案して規定。
- ② 法第 25 条の提供義務との関係の明確化等
 - ・ 基礎的電気通信役務の対象となる光 I P 電話を提供する場合における法第 25 条との関係、加入電話の提供を行わない場合の総務大臣への報告を規定。
- ③ 適格電気通信事業者に関する規定の整備
 - ・ 適格電気通信事業者の業務区域、基礎的電気通信役務収支表等についての規定を整備。
- ④ その他
 - ・ その他関係規定の整備。

【事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正】

- 加入電話に相当する光 I P 電話の基礎的電気通信役務への追加に伴う改正。

【基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部改正】

- 電気通信事業法施行規則の改正に伴う規定の整理。

【電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）の一部改正】

- 基礎的電気通信役務収支表の記載方法に関する規定を整理。

【電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正】

- ① 優先電話契約数の報告（様式第 4）
 - ・ 光 I P 電話等に係る優先電話の契約数についての報告を規定。
- ② I P 電話契約数の報告（様式第 5）
 - ・ 光 I P 電話の契約数（基礎的電気通信役務の対象となる光 I P 電話を更に再掲）についての報告を規定。

【附 則】

- ① 施行期日
 - ・ 公布の日から施行。
- ② 経過措置等
 - ・ 契約約款の届出を 3 月以内に行うことなど必要な経過措置を設ける。
 - ・ 改正省令の見直しの検討等について規定。

II 主な改正の概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正

(1) 加入電話に相当する光 IP 電話の基礎的電気通信役務への追加

【第 14 条第 3 号関係】

答申を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話の範囲を次のとおり定めるものである。

〈内 容〉

- ① 加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であること

■答申[18、19 頁抜粋]

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

ウ 考えられる選択肢についての検討

ヒアリングで寄せられた意見等を踏まえると、今回の見直しにより加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、その規制の適用範囲として

- ①すべての事業者の光IP電話を対象とする場合
- ②NTT東・西の光IP電話を対象とする場合
- ③加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合

といった選択肢が考えられる。

（ウ）③についての検討

③の案は、①の案、②の案で問題とされた点を回避することができ、基礎的電気通信役務に関する現行制度の趣旨及び今回の見直しの趣旨とも適合するものであることから、総合的に勘案した場合には、この③の案が適当ではないかと考えられる。

- ② OAB～J番号を使用する音声伝送役務であること

■答申[10 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第2節 国民生活に不可欠なサービス(essentiality)

ア サービスの品質

この観点からは、まず、通話品質等のサービスに係る品質について、光IP電話と加入電話の同等性が確保されているかどうかが論点となる。この点については、OAB～J番号を使用する光IP電話については、加入電話に相当するサービス品質の確保が事業用電気通信設備規則等で求められており、技術的には異なるサービスであったとしても、加入電話と同等のサービス品質が確保されており、ユニバーサルサービスとして妥当と考えられる。

③ 固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの

■答申[6頁抜粋]

第1章 今回の検討の趣旨

第2節 検討の方向性

イ 「光の道」構想とユニバーサルサービス制度

早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」と変更することにより、NTT東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。

■答申[27頁抜粋]

第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

第4節 光ファイバ以外の技術の扱い

イ 今後の検討に当たっての考慮

今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点を踏まえ行うものであり、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることが適當と考えられるが、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用する場合の扱いについて改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適當と考えられる。

《備 考》

○ 共同住宅等内におけるVDSL設備等の取扱い

- ・マンション等の共同住宅等までの間はFTTHを利用し、共同住宅等内ではVDSL設備等により提供されるものについては、従来から、電気通信事業法施行規則において、FTTHアクセスサービスとして位置づけており、今回の改正においても基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話に含めることとする。

○ FTTHとそれ以外の技術によるものを併せて一のサービスとして提供している場合の取扱い

- ・IP電話サービスの提供に当たって、他の電気通信事業者の足回り回線を利用することがあるが、現在、こうしたIP電話サービスの提供に当たり、足回り回線がHFCかFTTHであるかを問わず、契約約款等において、一の種類のサービスとして提供されている場合がある。
- ・こうした場合、仮にFTTHを利用したもののみを基礎的電気通信役務とすると、一の種類のサービスとして提供されているものの中で規制が異なることとなり、必ずしも適当でない。
- ・したがって、こうした場合には、契約約款等におけるサービスの種類を単位として規制の適用を定めることとし、その一の種類のサービスの大部分がFTTHである場合を除き、当該サービス(全体)を基礎的電気通信役務の対象とはしないこととする。

④ 基本料金の額が次のいずれかであること

- (1) 適格電気通信事業者(NTT東・西)が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700円)を超えないものであること
- (2) 自治体IRU地域においては、適格電気通信事業者(NTT 東・西)の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)に当該額の1割に相当する額を加えた額(1700 円 × 1.1=1870 円)未満であること
- (3) 当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他

の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当するものとして別に告示で定めるもの

■答申[15 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節 誰もが利用可能な料金 (affordability)

イ 対象となる範囲

こうした加入電話と光IP電話の料金面における実態等を踏まえると(中略)、少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲内で提供されるのであれば、移行期におけるユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

さらに、今回の見直しの趣旨である光ファイバ整備の促進と、そのための二重投資回避という観点に立った場合、通常の採算ベースでの光IP電話の提供が難しい地域においては、メタルの加入電話に置き換わる光IP電話の基本料額が現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超えることとなる場合であったとしても、自治体IRU方式等による光ファイバの整備が望まれる場合もあるうと考えられる。ユニバーサルサービスの対象範囲を限定的にとらえることにより、そうした地域での光ファイバの整備が必ずしも進まない場合もあると考えられ、このような事情がある場合には、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超える場合でもユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

こうした場合においても、提供される光IP電話の基本料額が著しく高い場合には、ユニバーサルサービスとして適当ではないと考えられるが、現在の自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額の程度であれば、現行の加入電話の住宅用3級局の基本料額と比較しても、1割に満たない範囲での違いであり、妥当な範囲の料金と考えられる。

《備 考》

○ 基本料金の定義

- ・ 利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金(1月に1回の支払い方法でない場合には、1月当たりに換算した額となる。)とする。
- ・ 付加的な機能やこれに類するもの(屋内配線使用料、端末レンタル料、ユニバーサルサービス料等)の料金は含めないこととする。

○ 自治体IRUの定義

- ・ 地方公共団体(地方公共団体が出資する法人(第三セクター)を含む。)が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供されるものとする。

○ 光IP電話が他のサービスと併せて提供されている場合の取扱い

- ・ 光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの利用契約が必要な場合(例:ブロードバンドサービスの利用契約が必要な場合、自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など)は、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≤1700円の場合(自治体IRU地域においては、(a)+(b)<1700円×1.1=1870円の場合)を基礎的電気通信役務の対象とする。
- ・ 複数回線利用が必要となる場合等、一の利用者が最低支払わなければならない料金が1700円を超える場合(例:最低3回線の利用契約が必要となり、月額の基本料金の額が3000円の場合など)は、基礎的電気通信役務の対象としない。

○ (3)の要件を設ける趣旨

自治体IRU地域では、自治体等の光ファイバを使用して自治体等と光IP電話提供事業者が連携

してサービスを行い、光IP電話の提供に当たり自治体等が提供する他のサービスの契約を必要とする場合が多い。このような場合には、他のサービスを提供する自治体等の側の事情で限界的な事例が生じることも考えられるため、制度の円滑な運用を図る観点から、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当する場合には、別に告示を行うことにより基礎的電気通信役務の対象としうるものである。

(2) 提供方法等の報告

【第 14 条の 2 及び様式第 12 の 6 関係】

〈内 容〉

- 利用者が第 14 条第 3 号に規定する光IP電話の提供を受けるために、他事業者の役務契約が必要となる場合は、当該光IP電話を提供する電気通信事業者は、当該光IP電話の提供の方法、提供を行う区域等について、実施の 30 日前までに総務大臣に報告するものとする。

《備 考》

○ 本規定を設ける趣旨

制度の円滑な運用を図る観点から、光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの契約が必要な場合で、光IP電話以外のサービスの提供を当該光IP電話を提供する事業者以外の者が行っている場合(例:自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など)においては、当該サービスの提供に当たって、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≤1700 円(自治体IRU地域においては、(a)+(b)<1700 円×1.1=1870 円)となっているかどうか、そのサービスの提供区域はどこか等を総務大臣が確認できるよう、役務契約が必要となる事業者の名称等も含め、当該サービスの提供方法、提供を行う区域等についての報告を規定するものである。

(3) 法第 25 条の提供義務との関係の明確化等

【第 22 条の 2 及び様式第 15 の 2 関係】

〈内 容〉

- ① 法第 25 条第 1 項の基礎的電気通信役務の提供は、第 14 条第 3 号に規定する光IP電話を提供する電気通信事業者においては、当該光IP電話を提供すれば足りることとする。
- ② 基礎的電気通信役務の提供を、加入電話に代えて光IP電話により行う場合(光IP電話の提供により加入電話の提供を行わないこととする場合)は、当該光IP電話の提供区域(市町村等の単位)等について、あらかじめ相当な期間の前までに総務大臣に報告するものとする。

■答申[19 頁抜粋]

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第 2 節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

ア 基本的な考え方

今回のユニバーサルサービス制度の見直しの趣旨を踏まえ、上記の制度の変更を行った場合、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」が可能になると考えられる。

電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでにも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はないのではないかと考えられる。ただし、現行の電気通信事業法では、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区

域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」ことが規定されており(第 25 条第 1 項)、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられる。

《備 考》

○ 加入電話の提供を行わない場合の報告を設ける趣旨

光IP電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、制度の円滑な実施を確保する観点から、その区域等を総務大臣に報告することを規定するものである。

(参考)電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

(提供義務)

第25条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

(4) 適格電気通信事業者に関する規定の整備

【第 40 条の 6 並びに様式第 38 及び第 38 の 2 関係】

答申を踏まえ、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話を提供する場合における、業務区域の範囲、基礎的電気通信役務収支表の内容を定めるものである。

〈内 容〉

- ① 適格電気通信事業者の加入電話の業務区域について、都道府県の区域における提供可能な割合がすべての世帯数に占める割合が100分の100とする基準を、加入電話又は第 14 条第 3 号に規定する光IP電話により、この基準を満たせばよいものとする。
- ② 適格電気通信事業者が毎事業年度経過後5月以内に提出する基礎的電気通信役務収支表について、第 14 条第 3 号の光IP電話に係る収支の区分を設けることとする。

■答申[10 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第 1 節 地域間格差なくどこでも利用可能(availability)

地域間格差なくどこでも利用可能なサービスとは、全国どこでも利用可能であることを意味する。今回の見直しの趣旨は、ユニバーサルサービスの範囲を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」としても、加入電話と光IP電話のいずれかにより全国における利用は確保されるものであり、地域間格差なくどこでも利用可能という点について、要件を満たすものと考えられる。

2. 事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正

【第 3 条、第 52 条及び第 53 条関係等】

加入電話に相当する光 IP 電話を基礎的電気通信役務の対象とすることに伴い、インターネットプロトコル電話用設備に関する技術基準について、規定の整備を行うものである。

〈内 容〉

- ① 第5章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の第5節を「アナログ電話用設備」から、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」に変更し、必要な規定の準用を行う。
- ② その他、所要の規定の整備を行う。

3. 附則（経過措置等）関係

【附則 1～7 関係】

この省令の施行日を定めるとともに、経過措置等として、施行に当たり、基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話を提供する場合における契約約款の提出を 3 月以内に行わなければならないこととすること、当該光 IP 電話の料金について、その円滑な移行を図る等の観点から、当分の間、利用者の利益の保護が特に必要な場合に減免を許容すること等の措置を規定するものである。

また、今後の検討として、第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話の範囲について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して、必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後 3 年を目途に新制度全般の見直しを行うこと等について規定するものである。

〈内 容〉

- ① この省令は、公布の日から施行するものとする。
- ② 第 14 条第 3 号に規定する光IP電話に係る契約約款の届出等については、省令の施行日から3月以内に行わなければならないこととする。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、当該光IP電話役務は基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。
- ③ 当分の間、第 14 条第 3 号に規定する光IP電話を提供する事業者が光IP電話への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益に保護を図るために、特に必要と認める場合に料金の減免を許容する。
- ④ 第 14 条第 3 号に規定する光IP電話については、補填を行わないため、当分の間、「基礎的電気通信役務収支表」については、従前の様式で提出することとする。
- ⑤ 第 14 条第 3 号に規定する光IP電話の収支を含む電気通信事業会計規則別表第 2 様式第 14(基礎的電気通信役務損益明細表)の適用については、施行日以後に開始する事業年度に係る財務

諸表について適用する。

- ⑥ 第14条第3号に規定する光IP電話について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後3年を目途として、新制度の見直しを行いその結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

■答申[22頁抜粋]

第4章 换算の在り方

第1節 换算の要否

ウ 换算対象額算定方式の在り方

以上の点を踏まえると、換算対象額の算定に際しての、コストの算定方法、換算対象地域の特定方法、換算対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当である。

また、換算対象額の算定に当たり、高コスト地域の加入者回線の一部が光IP電話に移行した場合であっても、当面は、従来どおり、需要に対応したメタル回線に係るコストのみを換算する現行の仕組みを継続することが適当と考えられる。

■答申[16頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節 誰もが利用可能な料金（affordability）

ウ 今後の課題等

(イ) 今後の検討課題

今後、例えば、自治体IRU地域等において新たに提供される光IP電話の基本料額が、現在、自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額を超える場合について、そのサービスの提供状況や利用動向等の検証を踏まえ、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるのではないか、また、自治体IRU地域等ではない地域においても、同様の事情がある場合はないか、といった点について、必要に応じ検討を行っていくことが適当であると考えられる。

(中略)

さらにブロードバンドサービスと一体で提供される光IP電話についても、今後、さらに多様なサービスや料金プランの出現も想定されることを踏まえると、そのサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、ユニバーサルサービスの対象について検討することが適当であると考えられる。

■「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方[意見・考え方 20 抜粋]

意見20 基礎的電気通信役務に課される約款等の規制については、過度な規制にならないよう配意して検討していくべき。

考え方20 答申(案)を踏まえた省令改正等の今後の制度整備において、事業者に過度な負担とならないよう検討を進めることが適当と考えられる。